

黒石市燃油価格高騰対策支援金

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による燃油（ガソリン及び軽油）の価格の高騰により事業の運営に支障が生じている市内で運送事業等を営む事業者に、当該事業の維持又は継続のための支援として、支援金を交付します。

1 支援金の交付対象

市内に本店又は主たる事業所を置く法人又は個人事業者で、支援対象事業を主たる事業として営み、かつ、申請要件を全て満たすもの

【支援対象事業】 以下①～④のいずれかを主たる事業として営んでいること

- ① 貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法第2条第2項、同条第3項又は同条第4項に規定する貨物自動車運送事業をいう。）
- ② 貨物利用運送事業（貨物利用運送事業法第2条第8項に規定する第2種貨物利用運送事業をいう。）
- ③ タクシー事業（道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。）
- ④ 自動車運転代行業（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業をいう。）

【申請要件】 以下①～⑤の全てを満たしていること

- ① 令和3年4月1日以前から支援対象事業を主たるものとして営んで事業収入を得て、申請日時点においても事業を継続しており、かつ、支援金受領後も事業を継続する意思があること
- ② 市税等の滞納がないこと
- ③ 法令及び公序良俗に反していないこと
- ④ 黒石市暴力団排除措置要綱第2条第8号に規定する排除措置対象者でないこと
- ⑤ 支援対象事業を営むために必要な許認可を受けていること

2 支援金の交付額

1事業者につき20万円（定額） ※1回限り

3 申請期間、申請方法

【申請期間】 令和4年2月17日（木）から令和4年3月14日（月）必着

【申請方法】 申請書類をすべてご用意のうえ、市商工課へ持参してください。

4 申請書類

【申請書】 黒石市ホームページからダウンロード、又は黒石市産業会館1階に備え付け

【添付書類】 以下①～⑥の全てを申請書に添付してください。

- ① 令和3年4月から申請日が属する月の前月までの月ごとの売上高が分かる帳簿等の写し
- ② 申請者本人（法人の場合は、代表者）名義の振込先口座の通帳の表紙及び1、2ページ目（表紙を1枚めくった部分）の写し
- ③ 申請者本人（法人の場合は、代表者）の身分証明書（表面及び裏面）の写し
- ④ 支援対象事業を営むために必要な許認可を受けていることを証明する書類の写し
- ⑤ 本店又は主たる事業所の所在地が市内にある法人又は個人事業者であることを証明する書類（履歴事項証明書等）の写し
- ⑥ 市税等に滞納がないことを証明する書類（市外に住所を有する個人事業者に限る。）

※ 申請内容によっては、上記以外の書類の提出を求める場合がありますので予めご了承ください。

5 提出先、問合せ先

〒036-0396 黒石市大字市ノ町11番地1（黒石市産業会館3階）

黒石市 商工観光部 商工課 商工振興係 ☎0172-52-2111（内線641・642）